



こころの中を見つめよう  
博愛を広げるために

# 国際ロータリー第2790地区 千葉南ロータリークラブ週報

THE ROTARY CLUB OF CHIBA SOUTH

創立 1964年3月2日

例会日 毎金曜日 12時30分

例会場 オークラ千葉ホテル

会長 出井 清

幹事 伊藤 和夫

雑誌会報委員長 小林 透

事務局 〒260-0027 千葉市中央区新田町1-2-1 トーシン千葉ビル7階 (☎ 043-245-3204)

2012年3月第2週号

第2353回



平成24年4月13日(金) 点鐘12:30(曇り)

- ◆ロータリーソング 『我等の生業』
- ◆四つのテスト ～言行はこれに照らしてから～

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか

### ◆お客様紹介

•本日のゲストスピーカー

小林特許事務所 弁理士 小林 博様

### ■会長挨拶及び報告 出井 清会長

皆さんこんにちは。

昨日、木更津へ出かけしてきました。首都圏最大級の商業施設として「三井アウトレットパーク木更津」が、今日オープンされるのですが、プレオープンということで行ってきました。オープン前というのに、かなり賑わっております。アクアラインの近くに出来ていて、今後、ホームセンターやスーパー等の大型店舗が出来るようで、地元の経済効果はかなり良くなるのではないかと思います。また、圏央道も出来上がってくるので便利になるかと思えます。千葉の活性化を望みます。

### ■R米山記念奨学会より委嘱状伝達

ロータリー米山奨学生・王欣さんカウンセラー

出井 清会員

### ■委員会報告

#### ◇米山記念奨学会委員会より(金親博榮委員長)

今年度の目標は、5名～6名の方に米山功労者になって頂ければということですが、あと一息で達成する見込みです。ご協力のほど、宜しくお願い致します。

5/27日に市原市で9回目の里山シンポジウムを開催します。お知り合いの方がいらしたら、是非ご参加くださいますようお願い致します。

### ■幹事報告 伊藤 和夫幹事

「がんばろう！第2790地区チャリティパーティー」

開催、ご参加再度のお願い

日時⇒ 5月22日(火) 18:00～

会場⇒ ホテル ザ・マンハッタン

登録費⇒ 13,000円

事務局までお申し込み下さい。

### ■ニコニコボックス報告

#### ◇出井 清会長・伊藤 和夫幹事

小林特許事務所・小林博様、ようこそお出で下さいました。

『みんなのためになるか どうか』四つのテストにもありますが、私達も人のため、世のためになる何かを考え、生み出し、特許を取ってみたいものです。

卓話、宜しくお願い致します。

#### ◇金親 博榮会員

第9回里山シンポジウムを市原市で5/27(日)に開きます。これに先立ち、市原市内の歩き旅、天候も良いのでご参加ください。

#### ◇小林 透会員

携帯電話を見ながら歩いていたら、転んでしまって手を骨折してしまいました。皆さん、お気を付け下さい。

#### ◇塩谷 邦昭会員

腰を痛めてしまって、今日は杖をついてきました。

|             |        |    |          |
|-------------|--------|----|----------|
| 本日のニコニコボックス | 5,000円 | 累計 | 603,976円 |
| 金の箱         | 0円     | 累計 | 20,766円  |

### ■出席報告 (会員数37名)

|        |        |        |              |
|--------|--------|--------|--------------|
| 出席者数27 | 欠席者数10 | ビジター 1 | 修正出席率 76.32% |
|--------|--------|--------|--------------|

### 千葉市内例会変更のご案内

☞[メーキャップにご利用下さい](#)

|        |   |             |                |
|--------|---|-------------|----------------|
| 千葉RC   | 月 | —           | 三井ガーデンホテル千葉    |
| 千葉西RC  | 火 | 5/15        | センシティタワー「東天紅」  |
| 千葉幕張RC | 火 | 4/24・5/29   | アパホテル&リゾート東京ベイ |
| 新千葉RC  | 水 | 5/2・16・30   | 京成ホテルミラマレ      |
| 千葉北RC  | 水 | 4/25・5/2・30 | ホテルポートプラザちば    |
| 千葉中央RC | 木 | —           | 三井ガーデンホテル千葉    |
| 千葉港RC  | 木 | 4/26・5/17   | 京成ホテルミラマレ      |

演 題… 『知って得する知的財産権』  
卓話者… 小林特許事務所  
弁理士 小林 博様



弁理士の小林です。紹介の中にありました通りタンザニアに行っておりまして、現地ではスワヒリ語をしゃべっていました。また、少林寺拳法の全国大会でも優勝したこともあり、現地では日本大使館からボディガードやってくれと言われたりしました。ちょっと変わっていますが、

最強の？弁理士と言われております。

皆さんの日常生活で「知的財産権」は、深い関わりを持っています。「知的」とは、どういう意味でしょうか？ 独創的な技術、アイデアなのです。では、「財産」とはなんでしょうか？ 家と土地、現金などの所有物は自分の財産なので自由に処分することが出来ます。当然自分でお金を払って手に入れたものです。例えば車を誰かに売ってお金を得るとか、車を壊されて弁償してもらうことが出来るのです。このように実際にあるものを有体物と言います。これに対して実際にはないもの、つまりアイデアのことを無体物と言います。人間の技術的思想、つまり、アイデアを具体化したものが車だったり、家だったりするので、アイデアという無体物を出すためには時間が掛かったり、試作品の製作や実験などお金もかかります。アイデアを出してもそれを誰かに真似されてしまったら困ります。真似をした人はお金がかからずに利益が出せることになってしまいます。ですから、アイデアも保護しなければならないので「知的財産権」というものを保護する必要があります。特許権、意匠権、商標権、著作権がこれに当たります。

特許は発明だとみなさんも思っていると思います。では、発明とはなんのでしょうか？ 自然法則を利用し、技術思想があり、創作で高度であることと定義されています。ただ、すべての発明が特許として認められるかというとそうではなく、新しいもの、実現可能なことが産業上利用出来るものでなければなりません。

ところで、野球のフォークボールの投げ方は特許になるのでしょうか？ これは技能になるので認められません。同じようにレストランで修業した美味しいカレーライスの作り方も特許にはなりません。しかし、フォークボールを投げる機械、美味しいカレーライスをレトルトにする製造方法は技術的思想と産業に利用が出来るので特許として出願することが可能です。

特許には方法特許もあります。製造方法、測定方法は特許になります。ところで、タイムマシーンは特許になるのでしょうか？ 現在わかっている技術を使っても実現不可能な場合には認められません。特許出願は難しいものではありません。プロレスで金網デスマッチをよくやっていたのですが、その後、金網電流デスマッチという興業が

あったことをご存知でしょうか？ リングに金網を張ってその中に有刺鉄線を巻き、そこに電流を流しプロレスラーの汗と電気で火花が散るという仕掛けです。これを独占的にやるためには特許を取る必要があります。実際に「リング用フェンス」という事で特許出願をして実用新案で登録されています。ほかに鉛筆と消しゴムという公知の技術も組み合わせによって新たな価値を生む場合には認められる場合があります。これが消しゴム付鉛筆です。一般家庭の主婦でも洗濯機に糸屑ネットをつけることで登録して3億円稼いだ例があります。

このようにだれでも特許の出願はできるのです。逆に特許にしないという方法もあります。特許出願すると公開されてしまうので、永久に企業秘密にしたいような場合には出願しないといった方法もあるのです。

最後に著作権の話します。

音楽、小説、絵画など思想や感情を創作的に表現したものです。最近インターネットに勝手に投稿するなどして中学生が著作権法で逮捕されるなどの事件も発生しています。ところで森進一さんが「おふくろさん」を歌えなくなった事件を覚えていらっしゃるでしょうか？ 作詞家の川口康範さんが著作権者です。森さんは、著作権または音楽会社から許諾を得て歌っているのですが、森さんは勝手に解釈を加えセルフも加えて歌ってしまったのです。著作権はおそらく音楽会社に譲渡されていますので、著作権は音楽会社にあります。著作権は譲渡が認められているのですが、著作権から譲渡できないものがあります。それが「同一性保持権」です。意に反する改変をしてはいけないという権利なのです。これが違反になったのです。なお、譲渡は出来ないのですが相続は出来ます。問題解決のために譲渡された川口氏の息子さんが「父が作った通りに歌ってね。」と森さんに言って、「はい、わかりました。」ということで、また歌えるようになったのです。

カラオケは、日本人が考えたものです。カラオケの機械やシステムは、特許の対象になったのですが、特許出願をしていなかったのです。但し、著作権があったので、この著作権を利用して、お金儲けをしようとした事件がありました。著作権に関する条約を結んでいますので、どの国でもそんなに法律に違いはないということを知っておかれるのも良いのではないかと思います。

(文責 小林 透会員)



**第2354回例会**

日時⇒ 平成24年4月20日(金) 点鐘12:30

演題⇒ 『車両の盗難対策について』

卓話者⇒ 千葉南警察署 刑事課  
課長 高荷 義一様

**第2355回例会**

日時⇒ 平成24年4月27日(金) 点鐘12:30

演題⇒ 『私の履歴書』

卓話者⇒ 桜丘けい子ジャズダンススタジオ  
桜丘 けい子様